

出願する商品・サービスの内容が適切かどうかを判断できる商標レコメンドシステム

商標支援システム

■ 技術内容

商標出願を行うにあたっては、現在の事業だけでなく将来の事業まで想定し、これに係る商品・サービスも含め十分に検討することが望ましい。しかし、出願しようとする商品・サービスの内容が十分か不足か過剰かといった判断基準がなく、内容が適切かどうかを判断することは難しい。

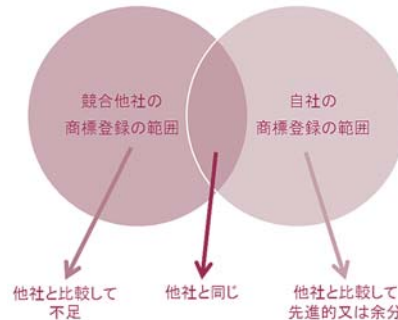
商標レコメンドシステムは、過去の出願データをデータマイニングし、商品・サービスを入力すると、競合他社の商標登録に係る商品・サービスに対し重複する部分や重複しない部分を分かりやすく提示する。

■ 用途

商標出願を行うにあたって、出願人又は弁理士が商品・サービスを検討するために用いるシステムである。

■ 効果

競合他社の商標登録に係る商品・サービス



に対し、出願しようとする商品・サービスが重複する部分や重複しない部分分かるので、現在の事業に係る商品・サービスのほかに指定すべき商品・サービスがあるかどうか、あるとしたらどこまで指定した方がよいかなど、商品・サービスの内容が適切かどうかを判断することができる。

■ PR

商標レコメンドシステムは、競合他社の商標

【自社】	A社
【競合】	B社
【比較元登録】	ALL
【比較先登録】	ALL

1. A社及びB社が共通で指定する商品(役務)は、次のとおりです。
宿泊施設の提供
会議室の貸与
2. B社のみが指定する商品(役務)は、次のとおりです。
菓子
飲食物の提供
3. A社のみが指定する商品(役務)は、次のとおりです。
宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ
入浴施設の提供
4. A社及びB社とも指定していない商品(役務)は、次のとおりです。
理容
あん摩・マッサージ及び指圧

登録との関係から自社の事業に最適な商品・サービスが分かる。だから、事業の将来まで守る商標登録を実現できます。

【関連動画】

<http://shousei-tm.com/recommend.html>

特許番号	特許第5793799号
特許権者	将星国際特許事務所
問合せ先	将星国際特許事務所 弁理士 渡部 仁 神奈川県鎌倉市扇ガ谷1-8-9 鎌工会館ビル202号 TEL:0467-73-8540